

朝霞市生産緑地地区追加指定基準細則

第1条 基準第3条第1項の「公道に面し」とは、建築基準法第42条に規定する道路に2m以上接することをいう。

第2条 基準第3条(1)の規定により、指定対象となるものは以下のいずれかに該当し、300㎡以上の面積を有する一団の農地等で、公道に面している農地等とする。

- 一 保護地区や特別緑地保全地区等の保全地区に隣接している農地等
- 二 水と緑のネットワークに指定されている道路や河川に隣接する農地等

第3条 基準第3条(2)の規定により、指定対象となるものは以下のいずれかに該当し、300㎡以上の面積を有する一団の農地等で、公道に面している農地等とする。

- 一 火災の延焼防止等の防災又は減災の効果が認められる農地等
- 二 防災協力農地として協定を締結している農地等
- 三 地域防災拠点や避難所に隣接することで防災上の機能を高めることができる農地等

第4条 基準第3条(3)の規定により、指定対象となるものは、将来において街区公園等の候補地として期待ができる、300㎡以上の面積を有する一団の農地等で、公道に面している農地等とする。

第5条 基準第3条(4)の規定により、指定対象となるものは以下のいずれかに該当する農地等とする。

- 一 既存の生産緑地地区に隣接する農地等を追加指定することにより、指定地区の凹凸等が減少し、整形化が図れる農地等【例示1】
- 二 既存の生産緑地地区に隣接する農地等を追加指定することにより、指定地区の接道条件等が向上し土地の利用度が高められる農地等【例示2】
- 三 複数の生産緑地地区の間に介在する農地等を追加指定することにより指定地区の一団化が図れる農地等【例示3】
- 四 6メートル以下の道路又は水路が介在する場合であっても、当該農地を追加することにより一団化が図れる農地等。【例示4】

附 則

- 1 この細則は、平成24年 7月 1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年 3月29日から施行する。